

国土強靱化と地方創生のための
「日本海国土軸の形成」とウィズコロナ、
アフターコロナ時代に向けた取組の
推進に関する大会決議



令和2年11月



日本海沿岸地帯振興促進議員連盟
日本海沿岸地帯振興連盟

国土強靱化と地方創生のための「日本海国土軸の形成」と ウィズコロナ、アフターコロナ時代に向けた取組の推進に関する大会決議

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏を中心に引き続き感染者が発生し、全国への拡大が強く懸念されている。日本海沿岸地帯振興連盟に加盟する12府県では、人口10万人当たりの病床確保数が22.0と全国平均(21.0)を上まわっているが、今後、感染者数の多い首都圏等との往来により感染者数が急激に増加すれば、地域の医療体制がひっ迫し、住民の命と安全の確保に重大な脅威となることが懸念される。

一方で、今回の新型コロナの脅威は、国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせ、地域社会・経済にとっても100年に1度とっていい深刻な危機を迎えている。

したがって、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが急務であり、現在、「新しい生活様式」を実践しながら、社会経済活動の段階的な引上げが行われている。地方創生の推進と都市・地方の格差是正に向けて、今回の危機で感染リスクが高いことが明らかになった東京一極集中型から多核連携型への国づくりを進めることが重要であり、デジタル社会の実現をはじめとする社会変革を進めるとともに、国土強靱化などの社会基盤整備等に積極的に取り組み、地域住民の安全・安心をしっかりと確保することが必要である。

ついでには、この国難ともいふべき危機を克服するとともに、日本海側沿岸地域の更なる発展に向けて、国において次の事項を実施することを提言する。

記

新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等

- 1 感染症対策の実効性を担保するための罰則規定など、様々な法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償的な「協力金」の制度化について国において早急に議論を進めること
- 2 知事・保健所の権限強化のため、速やかに必要な特措法や、感染症法、風営法等の運用弾力化や法改正を行うこと
- 3 指定感染症における入院勧告権限の運用が見直され、地域による感染状況や医療提供体制等を踏まえて、都道府県知事が必要と認める者も入院の勧告・措置の対象とできることとされたところであるが、軽症者や無症状病原体保有者について、まん延防止や発症・重症化した際の迅速な対応を行う観点から入院措置を行うこととしつつ、感染状況のステージや季節性インフルエンザの流行状況も踏まえ、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合には、宿泊療養施設や自宅での療養を基本とすること。併せて、これらの医療機関以外での療養についても明確な法的位置づけを行うと共に、今後の見直しに当たっても、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること

医療・介護等提供体制の強化、感染防止対策等

- 1 今後想定される「感染の再拡大」に備え、地域の実情に応じた医療・介護等提供体制の強化に向けた支援を充実すること。加えて、秋冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備え、診療・検査医療機関（仮称）への感染防止対策などの診療・検査体制の整備支援等について引き続き十分な支援を行うこと
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、予備費を活用した追加分と併せて通年分の交付を速やかに行うとともに、交付上限額の見直しや手続きの簡素化、使途の拡充、空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、今後の感染拡大状況に応じ、更なる増額も含めた柔軟な対応を行うこと
- 3 感染症指定医療機関に加え、それ以外の医療機関においても、受診控え等もあり病院経営が圧迫されている現況に即し、全ての医療機関に対する財政支援に加え、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸、柔道整復師等の事業所等についても、経営安定化のための財政支援等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと
- 4 新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者やその家族に対する偏見や差別につながる行為は

決して許されるものではない。国において、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、感染者情報等の統一的な公表基準の設定を含め、人権や風評被害に配慮した対策を講じること

5 疑い患者等に係る保健所間の情報共有の仕組みを確立するとともに、都道府県をまたぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や緊急事態宣言の発動については、地方と十分協議しながら適切に行うこと

6 PCR検査等の戦略的拡大

- (1) PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、戦略的に拡大すること
- (2) 国において今後増加が見込まれる検査需要に対応するため、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、必要な経費支援も含め安定した供給体制を構築すること

7 水際対策の強化

- (1) 今後、引き続き入国制限の緩和による入国者・帰国者の更なる増加に対応するため、国内すべての国際・国内空港等での検査体制の強化を継続・徹底するとともに、洋上における緊急上陸などへの対応も踏まえた体制整備も構築すること
- (2) PCR検査等の結果が判明するまでの間、入国者・帰国者を留め置くための待機施設の確保とともに、国の責任において、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなど、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。加えて、検査結果判明後の速やかな自治体への情報提供に加え、入国者・帰国者に対する接触確認アプリ「COCOA」の利用促進など、早期の濃厚接触者の特定につなげること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する情報については、入国時の多言語での情報発信の充実及び啓発、在住外国人に対する標準予防策などの感染拡大防止対策の周知、外国人陽性患者等に対する積極的疫学調査・入院治療説明・健康観察に関し、国において電話医療通訳サービス等を活用した支援を行うなど、引き続き保健所の負担軽減を図ること

8 今後想定される「感染の再拡大」に備え、国において、これまでの知見を総括し、

- ① ワクチンの早期実用化に向けた「大胆な資金投入」
- ② インフルエンザワクチンの十分な量の安定的供給
- ③ 早期発見、封じ込めに向けた「検査体制の強化」、ビッグデータの継続的活用や専門家の育成を含めた「クラスター対策の強化」
- ④ 感染拡大防止を図るための休業要請及び「保健所機能の体制強化」を図るための疫学調査や健康観察等の実効性を担保する法的措置など今回のコロナ禍の経験を今後活かすための方策を早急に示すこと
- ⑤ 利用者の声を十分に踏まえてHER-SYSの使い勝手の改善を図り、有効活用に向けた課題解決に取り組むこと

経済活動の回復、雇用対策の推進等

1 デジタル社会の実現

- (1) IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）等の改正により、我が国が目指すべきデジタル社会についての明確なビジョンを示し、その具体化に当たっては、国・地方・民間の役割分担や、国による支援の方向性についても明示すること
- (2) 本年中に国が策定を予定している「自治体DX推進計画」に基づき、地方自治体が行うシステム導入や、その維持管理・更新等に対する財政的支援や人材育成・外部人材確保等に係る支援を積極的に行うこと
- (3) オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して支援策を講じること
- (4) マイナンバー制度の抜本的な改善や、取得手続きの更なる簡素化により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続きをせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること
- (5) 社会のデジタル化が進む中、地方自治体においては、これを担う人材の確保が喫緊の課題となってい

ることから、地方自治体におけるデジタル人材の確保や地方自治体が行うデジタル人材育成等に対する支援策を講じること

- (6) 都市と地方との「デジタルサービス格差」の解消に向けて、光ファイバ網等の整備に対する支援制度の継続・拡充等を行うとともに、5Gやローカル5Gの全国展開に対して積極的な支援策を講じること

2 中小企業・小規模企業への支援

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境に置かれている中小企業等に対し、保証制度等金融支援や事業承継支援などの充実を図ること

3 雇用対策の推進

- (1) 雇用情勢は、有効求人倍率が低下傾向にあり、解雇・雇止めが増加するなど、厳しさを増していることから、異業種間の雇用マッチング支援や離職者の就労支援など雇用維持・確保を充実すること
- (2) 学生等の就職環境は、大学キャリアセンターの業務の一時停止や就職説明会の中止などにより就職活動が十分にできない状況にあることから、新規学卒者に対する就職支援の強化を図ること

4 観光需要の回復、観光事業者への支援

- (1) 観光関連産業をはじめ地域経済の維持・回復に向けた、観光需要創出・消費喚起策や、事業者に対する経営支援を実施すること。特に、「Go To キャンペーン事業」を現行の期限で終了することなく、継続的な需要喚起を図るよう支援すること
- (2) 観光産業の再活性化を図るため実施するGo Toトラベル事業については、分科会からの「ステージⅠ又はⅡ相当での実施」という提言を踏まえ、感染拡大時における除外地域の機動的な見直しができるような制度を検討すること
- (3) 国を挙げて取り組んできたインバウンド需要の復活にあたっては、水際対策の徹底はもとより、国民の不安の払しょくが課題となることから、今後の具体的な対策や手順を示すこと

5 地域公共交通への支援

- (1) 地域公共交通の維持・存続に向け、公共交通事業者に対し、感染症の影響に伴う減収分への十分な財政支援を早急に講じること
- (2) 厳しい経営に直面している公共交通事業者を支援するため、安全運行に不可欠な設備整備や将来にわたり地域の移動手段の維持・確保できるよう既存補助事業の拡充及び補助要件の緩和など弾力的な運用や見直しを図ること

6 農林水産業への支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等を十分に踏まえ、国内農林水産物等の消費拡大に向けた需要喚起に対する支援を充実するとともに、食料の安定的な供給にむけた担い手の育成・確保や農林漁業者の経営安定対策等について十分な支援を行うこと
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、農業の生産現場においても、外国人実習生等の入国が困難となるなど、労働力不足の一層の深刻化が懸念される中、多様な人材の確保やスマート農業の推進、機械・施設整備への支援を積極的に行うほか、農業農村整備事業による生産基盤の強化を実現するための十分な予算を確保するとともに地方財政措置を拡充すること

7 感染拡大の防止と社会経済活動の段階的引上げ

- (1) 社会経済活動の段階的引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。また、地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gをはじめとした情報通信基盤の整備を進め、多核連携による分散型国土の形成に取り組むこと

地方分散型社会の実現、働き方改革

1 地方への移住拡大、多様な働き方の推進

- (1) 在宅勤務や地方に設置するサテライトオフィスを活用した多様な働き方の推進を図ること
- (2) 感染症拡大を契機としたテレワークの拡大を踏まえ、自然豊かで人口密度の低い地方への移住拡大に

に向けたキャンペーンを実施すること

- (3) 遊休公共施設や空き家を活用したテレワークを実施するためのサテライトオフィスの整備に向けた支援を行うこと

学校教育活動、児童生徒への支援等

1 効果的な教育を行うための支援

児童生徒の学びを保障するとともに、短期間でより効果的な教育を行うために必要となる学習指導員やスクール・サポート・スタッフ等を、次年度以降も継続して支援を行うこと。併せて、希望する全ての公立学校に追加配置できるよう、国における予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど必要な財政措置を拡充すること

2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育環境の改善

学校の臨時休業により子どもたちの学習機会の不足、学力格差の拡大が強く懸念されていることから、ICTを活用した学習のための環境整備や学習指導員等の配置、各教科のカリキュラム見直しなど、子どもの視点に立った最善な学習機会確保や学力格差解消のための各種対策に対する財政支援を十分に講じること

地方税財源の確保・充実

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

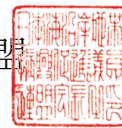
- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方の取り組みを強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化・事業期間の延長、繰り越しに係る柔軟な対応の手続きの簡素化など、柔軟で弾力的な運用を図ること
- (2) 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること
- (3) 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、日本経済の力強い再生と国土強靱化を実現するため、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること
- (4) これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念されるため、少なくとも、今回の感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加すること

- ##### 2 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、感染症により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策・デジタル化の推進など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること

以上、決議する。

令和2年11月10日

日本海沿岸地帯振興促進議員連盟



日本海沿岸地帯振興連盟



日本海沿岸地帯振興促進議員連盟

- 設立 昭和39年
- 会員 本州の日本海沿岸12府県選出国會議員と趣旨に賛同する国會議員の超党派の会
- 会長 衆議院議員 河村 建夫

日本海沿岸地帯振興連盟

- 設立 昭和39年
- 会員 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県の本州の日本海沿岸12府県の知事、府県議会議長、市町村長代表、市町村議会議長代表、経済・産業団体代表